

<報道発表資料>

.....

カテゴリー: 県政一般

令和4年7月26日

市町村財政

令和4年度普通交付税・地方特例交付金の額の決定について (市町村分)

令和4年度の普通交付税及び地方特例交付金の交付額が、7月26日に総務大臣により決定され、閣議報告されました。それに伴い埼玉県（市町村分）の普通交付税等の交付額が決定しましたので、お知らせします。

【ポイント】

- 埼玉県（市町村分）の普通交付税は、前年度（当初算定※）に比べて、約228億円多い（+15.1%）、1,743億7,497万8千円となり、4年連続で増加しました。
- 不交付団体の数は、前年度から2団体増加し、4団体となりました。
- 基準財政需要額（不交付団体を除く。）は、包括算定経費や交付団体が減少した一方で、臨時財政対策債発行可能額が大幅に抑制された影響により、前年度と比較して約388億円増加しました。
- 基準財政収入額（不交付団体を除く。）は、交付団体が減少した一方で、市町村民税（所得割・法人税割）や固定資産税が増加したことなどにより、前年度と比較して約157億円増加しました。
- 基準財政需要額の増加幅（+約388億円）が基準財政収入額の増加幅（+約157億円）を上回ったため、普通交付税は増加（+約228億円）する結果となりました。
- なお、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、前年度と比較して約623億円少ない（△22.9%）、2,101億2,830万9千円となりました。

※ 令和3年度は12月に普通交付税の再算定が実施され、最終決定額は当初算定額から約436億円増加していますが、本資料では、令和3年8月の当初算定と比較をしています。

I 普通交付税・臨時財政対策債

1 本県（市町村分）の普通交付税交付決定額

(1) 交付決定額 1, 743億7, 497万8千円

(2) 対前年度比 228億4, 480万3千円 +15.1%
〔市分 1, 388億1, 239万4千円 (対前年度比 +17.5%)
町村分 355億6, 258万4千円 (対前年度比 +6.5%)〕

2 本県（市町村分）の臨時財政対策債発行可能額

(1) 発行可能額 357億5, 333万1千円

(2) 対前年度比 Δ 851億4, 417万2千円 Δ 70.4%
〔市分 334億4, 847万1千円 (対前年度比 Δ 70.2%)
町村分 23億 486万円 (対前年度比 Δ 73.5%)〕

3 本県（市町村分）の実質的な交付税（普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

(1) 交付決定等額 2, 101億2, 830万9千円

(2) 対前年度比 Δ 622億9, 936万9千円 Δ 22.9%
〔市分 1, 722億6, 086万5千円 (対前年度比 Δ 25.2%)
町村分 378億6, 744万4千円 (対前年度比 Δ 10.0%)〕

4 特徴

(1) 本県（市町村分）の普通交付税の交付決定額は、前年度と比較して約228億円の増となり、4年連続で増加しました。

(2) 不交付団体の数は、前年度から2団体増加し、4団体となりました。

(3) 臨時財政対策債の発行可能額は、地方財政計画において発行総額が大幅に引き下げられたことなどにより、前年度と比較して約851億円減少しました。

結果として、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税の額としては、前年度と比較して約623億円減少しました。

(4) 基準財政需要額（不交付団体を除く。）は、給与改定に伴う給与費の減の影響などから包括算定経費などが減少し、また交付団体が減少した一方で、臨時財政対策債発行可能額が大幅に抑制された影響により、前年度と比較して約388億円増加しました。

【基準財政需要額・主な要因】

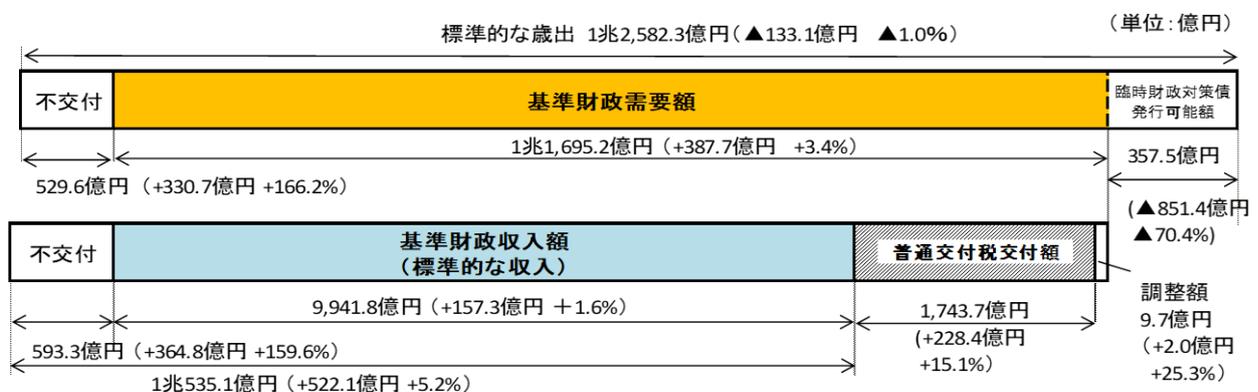
- 包括算定経費 : 対前年度比 △ 88億円
 - 交付団体の減少による減 : 対前年度比 △ 331億円
 - 臨時財政対策債発行可能額の減少（※） : 対前年度比 +851億円
- ※ 基準財政需要額は、各団体の標準的な歳出から、普通交付税の代替である臨時財政対策債発行可能額に相当する額を減じることで算定されます。
そのため、臨時財政対策債発行可能額の減少額が基準財政需要額の増加（+851億円）となります。

(5) 基準財政収入額（不交付団体を除く。）は、交付団体が減少した一方で、市町村民税（所得割・法人税割）や固定資産税が増加したことなどにより、前年度と比較して約157億円増加しました。

【基準財政収入額・主な要因】

- 市町村民税（所得割・法人税割） : 対前年度比 +305億円
- 固定資産税 : 対前年度比 +97億円
- 交付団体の減少による減 : 対前年度比 △365億円

【参考】普通交付税等のイメージ図（令和4年度・市町村分）



- ※1 普通交付税は、「基準財政需要額」（当該団体の標準的な歳出から、普通交付税の代替である臨時財政対策債の発行可能額を減じたもの）から「基準財政収入額」（当該団体の標準的な収入）を差し引いた額について、国が交付するものです。
- ※2 調整額とは、普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合に、財源不足額の合算額を普通交付税の総額に合わせるために減額した額のことです。
- ※3 上図の括弧内は対前年度（当初算定）比の数値となります。なお、端数処理のため、計算が合わない箇所があります。

5 不交付団体

- ・令和4年度不交付団体（3市1町）

戸田市（昭和58年度から40年連続）

和光市（平成28年度から7年連続 ※）

八潮市（令和2年度以来2年ぶり）

三芳町（令和2年度以来2年ぶり）

※ 和光市は、令和3年度当初算定においては不交付団体でしたが、再算定時には交付団体となりました。

6 交付決定額の多い団体

① 春日部市 100億7,005万9千円

② さいたま市 82億5,339万7千円

③ 深谷市 72億4,137万8千円

II 地方特例交付金

1 地方特例交付金とは

国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に交付される交付金のことです。不交付団体にも交付されます。

2 令和4年度に交付される地方特例交付金

○個人住民税減収補填特例交付金

所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる地方公共団体の減収を補填するために交付されています。

3 埼玉県（市町村分）交付金の額

97億9,930万4千円

自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金が廃止されましたが、個人住民税減収補填特例交付金が増加したため、地方特例交付金の総額は、前年度と比較して4億4,574万2千円増加（+4.8%）しました。

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
地方特例交付金	9,799,304	9,353,562	+445,742	+4.8
個人住民税減収補填特例交付金	9,799,304	8,205,875	+1,593,429	+19.4
自動車税減収補填特例交付金	—	814,853	▲814,853	皆減
軽自動車税減収補填特例交付金	—	332,834	▲332,834	皆減